

## 福祉サービス第三者評価事業に関する都道府県調査の結果概要等

令和 8 年 2 月

地域福祉課福祉監査担当

- 1 目的 評価機関及び評価調査者に関する事項の全国状況の把握
- 2 時期 令和 7 年 12 月
- 3 回答 回答率 70.2% (33 都道府県)

## 4 調査結果の概要

## 【設問事項】

## 設問 1 評価調査者について

- (1) 福祉、医療、保健分野の資格や要件等
- (2) 組織経営管理に関する業務経験等
- (3) 養成研修や継続研修の受講義務

## 設問 2 評価機関における評価の制限について

- (1) 評価機関の代表者等が関係する事業者の評価
- (2) 評価調査者等が自ら関係する事業者以外の事業者の評価

## 設問 3 関連規程の見直し予定について

## 設問 4 受審促進に係るインセンティブや支援策について

※詳細は別紙調査票を参照

## 【調査結果の概要】

## (設問 1) 評価調査者の資格や要件について

- ・ 回答の約 9 割で福祉・保健等の分野の資格や業務経験を要件としている
- ・ 青森県、鳥取県では資格等不要としているが実態は有資格者や経験者が多い
- ・ 組織経営管理業務に関し組織規模を常勤 10 人以上とするものが 7 県、15 人以上とするものが 1 県ある
- ・ 評価機関に所属せず資格や経験がなくても研修受講を可とするものがある

## (設問 2) 評価の制限等について

- ・ 回答の約 9 割で評価機関の関係事業者への評価を禁止している
- ・ 和歌山県、山口県、徳島県では関係事業者への評価禁止の規定がない
- ・ 評価調査者等が自ら関係する福祉サービス事業者以外の事業者評価の禁止  
禁止している…15 (本県含む) 禁止していない…18 個別判断…1

## 【禁止していない主な例】

北海道：調査者が関係する事業者の評価を当該調査者に行わせない

岡山県：評価調査者は自ら関係する事業所の評価を行うことはできない

徳島県：担当評価調査者が関係する事業所の評価を行うことはできない

※これ以外であれば評価を行うことを妨げないという解釈

(設問3) 関連規程の見直し予定について

- ・ 回答の約9割で変更の予定はないとしている
- ・ 東京都では組織運営管理業務の経験を有する評価者の不足に伴い、当該要件の拡大を検討中。その他、鳥取県では調査者名簿登録申請方法の見直し検討中

(設問4) 受審促進に係るインセンティブや支援策について

- ・ 7都県で支援策を行っていた

【主な例】

受審費用(一部)補助、受審法人の監査周期延長、  
施設整備補助金審査時の加点、福祉人材センター求人票に受審済を明示、  
受審済証(ステッカー)配布

5 検討事項

- ・ 今回の調査結果等を参考に、評価機関や評価調査者が取り組みやすい環境をつくる観点で、評価調査者の資格や要件、評価機関の評価の制限等の見直しを検討。

【具体的な提案(事務局案)として】

- ・ これまでの評価機関関係者からのご意見や今回の都道府県調査の結果等を参考に事務局として以下の2点について要件等の緩和を考えた。

- ・ (案1) 評価調査者の資格や要件に関して、組織経営管理業務に係る組織(部署)の規模について、現行では常勤職員20人以上と規定しているものを常勤職員10以上にする。 [実施細則第11条関係]
- ・ (案2) 評価機関の評価の制限について、評価機関の代表者等が関係する事業者の評価は行わないものと現行では規定しているが、関係する評価調査者以外の評価調査者が行えるようにする。  
[実施要領第2条、実施細則第5条関係]

●長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（抜粋）

第2条

- (5) 評価機関の代表者、理事、役員、これ以外で雇用関係にある者（代表者等）が関係する事業者の評価は行わない
- (6) 評価機関が関係する事業者の評価は行わない
- (12) 評価機関は、評価調査者に評価調査者が自ら所属等で関係する事業者の評価を行わせない
- (13) 評価機関は、評価調査者に評価調査者が自ら業務等で関係する事業者の評価を行わせない

●長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則（抜粋）

第5条（代表者等が関係する事業者）

- (1) 代表者等が、現在所属、以前所属していた法人及び個人が経営する事業所
- (2) 代表者等の血族、配偶者等が現在所属する法人及び個人が経営する事業所

第6条（評価機関が関係する事業者）

コンサルタント、会計事務、調理業務等を通じ、現在又は過去3年間に経営等に関係していた事業所

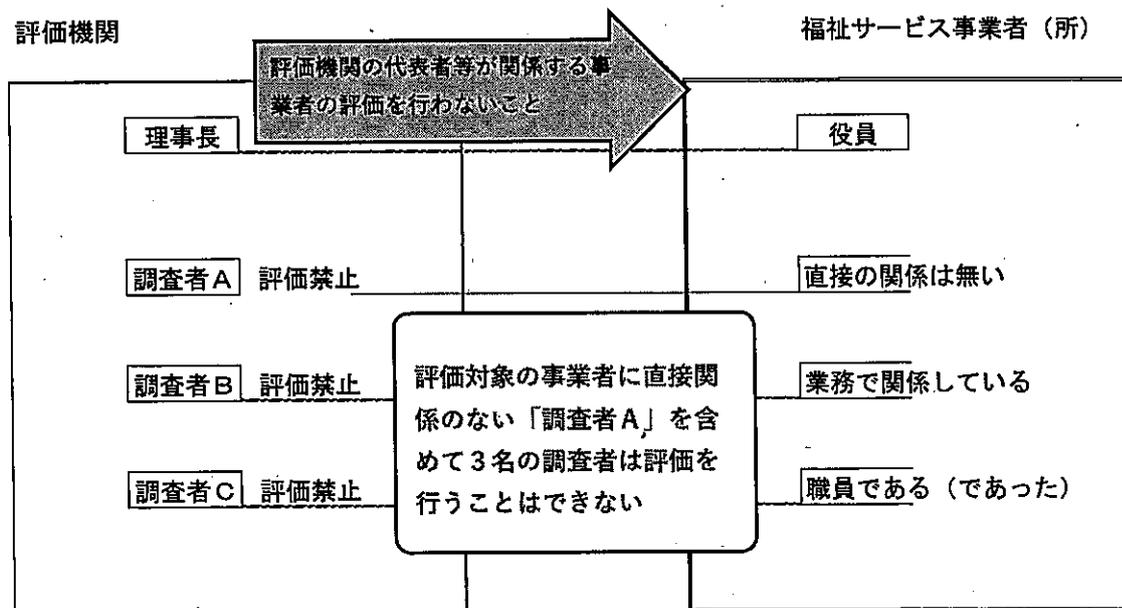
第13条（評価調査者が自ら所属等で関係する事業者）

- (1) 代表者等の関係にある又は以前関係していた法人及び個人が経営する事業所
- (2) 親族関係にある者が現在代表者等の関係にある法人及び個人が経営する事業所

第14条（評価調査者が自ら業務等で関係する事業者）

評価調査者がコンサルタント、会計事務、調理業務等を通じ、現在又は過去3年間に経営等に関係していた事業所

【イメージ図】 [現行]



番号	自治体	設問1(1)	設問1(2)	設問1(3)	設問2(1)	設問2(2)	設問3	設問4
1	北海道	○	○	○	○	×	×	×
2	青森県	×	×	○	○	○	×	×
3	岩手県							
4	宮城県	○	○	○	○	△	×	×
5	秋田県	○	○	○	○	×	×	×
6	山形県	○	○	○	○	×	×	○
7	福島県	○	○	○	○	○	×	×
8	茨城県							
9	栃木県	○	○	○	○	×	×	×
10	群馬県	○	○	○	○	×	×	×
11	埼玉県							
12	千葉県	○	○	○	○	○	×	×
13	東京都	○	○	○	○	×	○	○
14	神奈川県	○	○	○	○	○	×	×
15	新潟県	○	○	○	○	○	×	×
16	富山県	○	○	○	○	○	×	×
17	石川県	○	○	○	○	×	×	×
18	福井県							
19	山梨県	○	×	○	○	×	×	×
20	岐阜県	○	○	○	○	○	×	○
21	静岡県	○	○	○	○	○	×	○
22	愛知県							
23	三重県	○	○	○	○	○	×	×
24	滋賀県	○	○	○	○	○	×	×
25	京都府							
26	大阪府							
27	兵庫県	○	○	○	○	○	×	○
28	奈良県	○	○	○	○	×	×	×
29	和歌山県	○	○	○	×	×	×	×
30	鳥取県	×	×	○	○	○	○	×
31	島根県	○	○	○	○	×	×	×
32	岡山県	○	○	○	○	×	×	×
33	広島県	○	○	○	○	×	×	×
34	山口県	○	○	○	×	×	×	×
35	徳島県	○	○	○	×	×	×	×
36	香川県							
37	愛媛県							
38	高知県	○	○	○	○	×	×	×
39	福岡県	○	○	○	○	×	×	×
40	佐賀県	○	○	○	○	×	×	×
41	長崎県							
42	熊本県	○	○	○	○	○	×	○
43	大分県							
44	宮崎県							
45	鹿児島県	○	○	○	○	○	×	×
46	沖縄県							
47	長野県	○	○	○	○	○	○	○

## 集計

○	回答 いる	32	31	34	31	15	3	7
×	回答 いない	2	3	0	3	18	31	27
△	回答 不明	0	0	0	0	1	0	0

回答・回答率

33

0.702

本県含まない

【記載例（本県の状況）】

福祉サービス第三者評価事業における評価調査者及び評価機関に関して

【ご担当者連絡先等】

都道府県名 長野県 担当課（室）係名 地域福祉課福祉監査担当

担当者職・指名 福祉監査員 田中 賢司

連絡先（電話番号） 026-235-7127

連絡先（メールアドレス） fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp

【回答方法等】

- ・以下の設問に回答願います。
- ・各設問において該当がある場合は具体的な内容を記載してください。
- ・記載例（本県の状況）を参照してください。
- ・またその内容が記載された要綱要領等を提供願います。

【設問1】評価調査者について

（1）評価調査者として、福祉、医療、保健分野に関する資格や業務経験を有する者を置くよう規定していますか。

◎いる・いない

◎している場合は、要件等、具体的な内容を下記に記載してください。

福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者。

（2）評価調査者として、組織運営管理業務に関する経験を有する者を置くよう規定していますか。

◎いる・いない

◎している場合は、要件等、具体的な内容を下記に記載してください。

組織運営管理業務を3年以上経験している者（※）、又はこれと同等の能力を有していると認められる者。

（※）常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として3年以上経験している者・・・等

(3) 評価調査者に養成研修や継続研修の受講を義務付けていますか。

いる・いない

◎している場合は具体的な内容を下記に記載してください。

評価調査者は、県又は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者。

### 【設問2】評価機関における評価の制限について

(1) 評価機関の代表者や理事、役員、その他当該評価機関と雇用関係にある者（以下「評価調査者等」という）が関係する福祉サービス事業者に対しては、当該評価機関として評価を行うことを禁止していますか。

いる・いない

◎している場合は具体的な内容を下記に記載してください。

評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者（※）の評価を行わないこと。

（※）評価機関の代表者、理事、役員若しくはこれら以外で雇用関係にある者（「代表者等」という。）が現在所属する又は以前所属していた法人（地方公共団体等の公法人を含む。）及び個人が経営するすべての施設及び事業所・・・等

(2) 上記(1)で禁止していると回答した場合、評価調査者等が自ら関係する福祉サービス事業者以外の事業者に対しても評価を行うことを禁止していますか。

いる・いない

◎している場合は具体的な内容を下記に記載してください。

上記(1)の規定に基づき、評価調査者等が自ら関係する福祉サービス事業者以外の事業者に対しても評価を行うことを禁止している。

### 【設問3】見直し予定について

設問1・2でお聞きした評価調査者や評価機関に関して、規定の見直しなどの予定がありますか。

ある・ない

◎ある場合は具体的な内容とその理由を下記に記載してください。

福祉サービス第三者評価の受審促進や評価調査者の確保の観点から、関係する福祉サービス事業者の評価の制限等に関して見直しを検討しているところ。

**【設問4】受審促進に係るインセンティブや支援策について**

福祉サービス第三者評価を受審する福祉サービス事業者に対して、財政的支援、その他の支援を行っていますか。

◎  いる ・  いない

◎ している場合は具体的な内容を下記に記載してください。

老人福祉施設等整備事業補助金を活用して施設整備を行おうとする場合において、補助率のかさ上げ要件の一つとして第三者評価を受審することを選択可能としている。